

平成25年度 地球温暖化防止に係る国民運動における NPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業（説明資料）

平成25年4月30日

1. 事業概要

政府では地球温暖化防止に係る国民運動を展開し政府、地方公共団体、企業、民間団体、さらに国民一人ひとりの具体的なCO₂削減行動の実践を促しています。

各地域においては、地球温暖化防止国民運動に参加していただいているNPO・NGO等の民間団体（以下、民間団体）が、様々な創意・工夫をこらした地球温暖化防止活動を実施されています。しかしながら、メディアとの連携が十分ではない場合は、普及啓発効果が例えれば実施に参加した人だけにとどまってしまう事例もあるかと思います。

そこで本事業は、それぞれの地域で活躍するNPO・NGO等の民間団体とメディアが連携し、適切な素材と伝達手段を用いて、情報（＝民間団体の活動）を伝えたい相手に対してそれが伝わるようにするための経費を支援することで、

- ・民間団体が行う活動の普及啓発効果を最大限に發揮させるとともに、
- ・メディア自身の意識を高め、自主的・主体的な活動を推進し、

地域における低炭素社会づくりに向けた具体的な活動の実践を促すことを目的とするものです。

また各主体の節電の取組の促進に貢献することも目的としているところです。

2. 重視するポイント

○必須ではありませんが、国民生活対策室において実施している以下の施策をテーマとして設定いただきたいと考えています。

施策：クールビズ、スーパークールビズ、クールシェア、グリーンカーテンプロジェクト、ウォームビズ、ウォームシェア、スマートムーブ、あかり未来計画

○メディアの自主性・主体性をより尊重するため、環境マネジメントシステム認証の取得状況を重視します。さらに温暖化防止や低炭素社会づくりに関連する番組、記事の実績にも配慮することとしています。

○メディア自身が地域における地球温暖化防止に係る普及啓発や情報発信の重要なプレイヤーとなることを期待し、「1対多」の連携での取組みを積極的に支援します。

ただし、「1対1」の連携を排除するものではありません。あくまでも地域における取組の効果の最大化を図ることが目的です。

○「1対多」の連携での申請に当たっては、メディアが情報発信する際に、複数の民間団体の活動を単にバラバラに紹介するのではなく、個々の活動を包括する統一的なテーマを設定し、1つのまとまりのある内容として発信するほか、これまでつながりの無かった民間団体同士を結びつける等の工夫をしてくだ

さい。

〈例ええば〉

メディアが従来から確保していた放送枠・記事枠を活用し、通年にわたり10回程度「低炭素社会づくりに向けたライフスタイルの革新」をテーマに情報を発信。

各回ごとに異なるNPOや町内会等の協力を得て、「家庭の省エネの知恵」「ゲームを通じた環境学習」「地域に残る伝統文化や昔ながらの知恵を活用した低炭素社会の取組」「地元のお祭りを通じた低炭素社会の取組」など、「地域性」や「季節性」を重視した特色ある個別テーマでの情報発信やNPOや町内会等の活動の紹介を行う。

その際、テレビ、ラジオであれば局アナの現場での活動体験、NPO等の代表者との対談、新聞であれば取材者の活動体験、NPO等代表者と地域の専門家との対談の採録など、メディア自身がNPO等と積極的に関わるものとする。

番組、紙面はその部分だけ温暖化防止を訴求すれば良いといった矮小な扱いではなく、番組・紙面全体、局・新聞社全体、さらには地域全体をできる限り巻き込んだスケールの大きなものをを目指す。そのため、ネットワークの構築、専門的なアドバイス等を受けるなど、地方自治体とも積極的に連携する。また、シリーズの放送後には、自社主催のイベントにて、取材を行ったNPOが一同に会するパネルディスカッション、市民が体験できるブース展示等を開催。スポットCMでこのイベントへの誘客を図る他、イベント開催の様子を、自社の報道番組、特集番組等を通して情報発信する。

3. 対象事業の要件

支援対象事業の要件は募集要綱第3条のとおりです。

一定期間公募の上、選考委員会にて選考・決定します。

〈留意事項〉

○ 募集要綱第3条「六」について、本支援事業を実施することで見込まれるCO₂排出削減量の算定式は基本的に以下ののような考え方に基づき行ってください。

ただし、より精度の高い算定方法又は特段の事情がある場合はこの限りではありません。

$$[\text{CO}_2\text{排出削減量 (kg-CO2)}] = [\text{対象地域の人口 (人)}] \times [\text{情報到達率 (\%)}]^{\ast 1} \times [\text{行動喚起率 (\%)}]^{\ast 2} \times [\text{行動種別の平均削減量 (kg-CO2/人)}]^{\ast 3}$$

※1 「情報到達率」は、例えば、購読率、視聴率等。

※2 「行動喚起率」は、視聴者やイベント参加者へのアンケート結果等による推計や、信頼性の高い学術論文、専門書等に記載された知見等に基づくことが望ましい。

※3 「行動種別の平均削減量」は、CO₂排出削減に資する行動が喚起された場合とされていない場合での効果の実測結果や、信頼性の高い学術論文、専門書等に記載された知見等に基づくことが望ましい。

※ 本支援事業の予算はいわゆる「エネルギー特別会計」であるため、その使途は代替エネルギー、省エネルギー対策に限られ、対象となるNPO・NGO等の民間団体が実施する活動も、温室効果ガスの「排出抑制対策」に限られます。よって「吸收源対策」としての森林整備や緑化対策は、本支援事業の対象外となりますので留意してください。

※ 本事業で制作した番組等のコンテンツは環境省の実施するイベント等で二次的に利用することができるものとします。

※ 別紙様式2の「1. 企業（メディア）としての温暖化防止に関する基本姿勢」の③欄には、組織としての、環境マネジメントシステム認証取得状況の有無を記載して下さい。

「有」の場合はそれを証明する書類のコピーを添付して下さい。（環境マネジメントシステムについては、別添をご覧下さい。）

4. 審査基準

支援対象事業は次の審査基準に基づき、選考委員会にて選考・決定します。

①申請内容の具体性・実現可能性

- 企画内容や実施方法が具体的であり、かつ実現可能性が高いか。

②民間団体による活動そのものの魅力

- 温室効果ガスの排出削減に寄与する活動であるか。
- 他に紹介等することにより、新たな広がりを期待できるような活動であるか。

③情報発信対象の明確性

- 「誰にその情報を伝えたいのか」ということを意識した企画内容となっているか。

④メディアによる支援・広報の妥当性

- その民間団体による活動を支援・広報するための手段として、効果的かつ効率的な媒体等が選択されているか。

⑤情報発信の継続・波及のための工夫

- 情報発信効果を一過的なものにしないための工夫が企画されているか。

⑥情報発信効果の評価方法の具体性

- 「他に紹介等したことにより、これだけ新たな行動を喚起した」という効果の測定方法が具体的に示されているか。

5. 応募方法及び応募期限

(1) 応募の申請者は、メディア（新聞社、テレビ放送局、ラジオ放送局、タウン誌出版社等、自前の広報媒体を有する団体）になります。ただし、連携先となる民間団体に関しても、申請書中に団体名、活動内容等を記載することとします。

→ 選考委員会による審査の結果、支援することが決定された場合は、メディア団体が契約者となります。

(2) 1件あたりの支援額の上限は5百万円（税込）です。

→ 支援対象となる経費は、「適切な素材と伝達手段を用いて、情報を伝えたい相手に対してその情報が伝わるようにするための経費」（募集要綱第1条）であり、具体的には「メディアが支援又は広報する部分（そのための情報発信素材制作・編集費を含む）」にかかる経費のみです。

(3) 平成25年5月31日（金）17:00迄（必着）に下記提出先に応募してください。なお、郵便事情によ

る遅延も想定し、必ず余裕をもって発送してください。

(4) その他、詳細につきましては「別記：応募方法等の詳細」を参照してください。なお、採択事業件数は5件程度を予定しております。

6. 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-15 北野アームス 409 株式会社さとゆめ内
地球温暖化防止国民運動運営事務局 連携支援事業係

TEL : 03-5275-5105

E-mail : chiiki@challenge25.go.jp

※電話でのお問い合わせ時間は、10:00～17:00 です。

※メールでの応募書類提出は受け付けておりません。郵送でのご提出をお願いします。

※メールでのお問い合わせの場合、件名を「NPO メディア連携支援事業 問い合わせ」と表記ください。

1. 応募書類

以下の応募書類の電子データ（PDFファイル等に変換して頂く必要はありません。マイクロソフト社WORDファイルでご提出ください）を保存したCD-ROM1枚と、印刷したもの1部を同封のうえ送付してください。締切日必着とし、締切日以降に到着したものについては、受理しません。なお、封筒の表面に「NPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業応募書在中」と朱書きしてください。

- (1) 申請書・・・募集要綱別紙様式1（印刷したものには押印が必要）
- (2) 企画提案書・・・募集要綱別紙様式2
- (3) 要求経費積算・・・募集要綱別紙様式3
- (4) 事業実施団体（メディア及びNPO・NGO等の民間団体）の概要
・・・募集要綱別紙様式4

2. 支援経費の支払について

支援経費は、運営事務局から、採択案件を提案した前頁3（1）のメディアに対する精算払となります。

3. 採択案件の進め方について

採択案件の進め方については、本支援事業の効果をより高めるとともに、メディアとNPO・NGO等の民間団体との連携を円滑に進めるために、当方担当者（「平成25年度低炭素社会づくり推進事業」を環境省から受託している株式会社博報堂の担当者）と採択案件の申請団体との間で調整しながら進めていくことになります。

4. スケジュール（予定）

平成25年5月31日	応募締切（17:00 必着）
6月中旬迄	審査、事業選定
7月上旬頃	採択事業の内定連絡、 事務局との契約手続
11月 8日	事業実施状況中間報告
平成26年2月14日	事業実施、メディアによる広報、効果測定
2月21日	事業報告書、請求書提出
3月下旬	精算払